

# 香川県報



号外 2

平成 17 年

3月29日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

- 香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 （県民参画課） 一
- 技能職員の給与の特例に関する規則 （人事・行革課） 二
- 香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則 （青少年・男女共同参画課）
- 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 （ ） 三
- 香川県文化功労者表彰規則 （秘書課） 四
- 香川県表彰規則の一部を改正する規則 （ ） 五
- 香川県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則（みどり整備課）
- 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 （廃棄物対策課）
- 香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則 （産業政策課） 一〇
- 香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則 （ ） 一一
- 香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則 （ ） 一二
- 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則 （ ） 一五
- 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則 （労働政策課）
- 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則 （観光振興課、建築課）

●香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

（にぎわい創出課） 一六

●香川県農業改良普及センター規則

（農業経営課） 一七

●香川県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

（ ） 一七

●香川県立農業大学校字則の一部を改正する規則

（ ） 一八

●卸売市場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

（農業生産流通課） 一八

●香川県公共用財産管理条例施行規則を廃止する規則

（土木監理課） 一九

●香川県警察関係手数料条例第六条第二号の規定により免除する手数料を定める規則 （公安委員会）

## 規 則

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十八号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二十円」を「十円」に改める。

第一号様式中「第三項各書」を「第三項知事」に改める。

第二号様式中「第三項各書」を「第三項知事」に改める。

「処分」に改める。

第三号様式中「第三項知事」を「第三項知事」に改める。

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができます。」

<p>「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができま す。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立 て(審査請求)をした場合には、これに対する決定(裁判)があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができま す。」</p> <p>香川 県 報 平成十七年三月二十九日</p> <p>「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができま す。」</p> <p>「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができま す。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立 て(審査請求)をした場合には、これに対する決定(裁判)があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができま す。」</p> <p>香川 県 報 平成十七年三月二十九日</p> <p>「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができま す。」</p> <p>「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができま す。」</p>	<p>して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができま す。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立 て(審査請求)をした場合には、これに対する決定(裁判)があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができま す。」</p> <p>香川 県 報 平成十七年三月二十九日</p> <p>技能職員の給与の特例に関する規則を「」に公布する。 平成十七年三月二十九日</p> <p>香川 県 報 真 錦 武 紀</p> <p>技能職員の給与の特例に関する規則 技能職員の給与に関する規則(昭和三十一年香川県規則第五十号)の適用を受ける職員 の受ける給料月額を、平成十七年度においては、同規則第二条の規定にかかわらず、同規 則別表第一に定める給料月額から、当該額に、同表の職務の級一級又は二級の職員にあ つては百分の四を、同表の職務の級三級以上の職員にあつては百分の五を乗じて得た額を減 じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りは ない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失ふ。</p> <p>香川 県 報 少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。 平成十七年三月二十九日</p> <p>香川 県 報 真 錦 武 紀</p>
--	---

香川県規則第二十号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和二十七年香川県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中、「第十五条第三項」を「第十五条第三項第三号」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第十四条とする。

三 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第八号に規定するものを除く。）

第十二条中「に掲げる」を「の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第十三条とする。

一 条例第七条第一項の措置 興行の名称、興行場の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

二 条例第八条第二項の措置 図書等の名称、図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

三 条例第八条第八項又は第九項の措置 図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害図書等の陳列等の状況

四 条例第八条の二第二項の措置 がん具類等の名称、販売等を行う店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

五 条例第十条の措置 広告物の場所及び有害と認められる具体的な箇所

第十一条を第十二条とし、第四条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例第八条第五項に規定する規則で定める方法は、次の各号（同条第一項第三号に該当して有害図書等とされたものについては、第一号又は第五号）のいずれかによるものとする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。

二 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列すること。

三 有害図書等から十センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書等を陳列すること。

四 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に有害図書等を陳列すること。

五 背表紙のみが見えるようにして有害図書等を陳列すること。

六 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして有害図書等を陳列すること。

別表中「第八条関係」を「第九条関係」に改める。

第三号様式中「~~書~~」を「~~書~~」に、「~~書~~」を「~~書~~」に改める。

第四号様式中「~~書~~」を「~~書~~」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「~~書~~」を「~~書~~」に改める。

第七号様式中「第十三条関係」を「第十四条関係」に改める。

第八号様式中「~~書~~」を「~~書~~」に改める。

附則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第三号様式の改正規定（「~~書~~」を「~~書~~」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十一号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第十三号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

香川県文化功労者表彰規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十二号

香川県文化功労者表彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県文化功労者表彰条例(昭和五十年香川県条例第一号)第九条の規定に基づき、香川県文化功労者の表彰に關し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の時期)

第二条 香川県文化功労者の表彰は、毎年十一月三日に行う。

(公示)

第三条 知事は、香川県文化功労者表彰条例第七条の規定により香川県文化功労者として決定した者(以下「被表彰者」という。)の氏名又は名称及び事績を公示する。

(死亡した者の表彰)

第四条 被表彰者がその表彰前に死亡したときは、その生前の日にさかのぼって表彰する。

この場合において、当該被表彰者に対する表彰状等(香川県文化功労者表彰条例第八条の規定により授与する表彰状及び功勞一時金又は記念品をいう。以下同じ。)は、その遺族に授与するものとする。

2 前項の規定による授与を受けることができる遺族の範囲は、被表彰者の死亡の当時に於いて次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で、被表彰者と生計を一にしていた三親等内の親族

3 第一項の規定による授与を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第一号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

4 第一項の規定による授与を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、そのうち一人を継代者として、被表彰者に対する表彰状等を授与する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、香川県文化功労者の表彰に關し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(香川県文化功労者年金支給規則の廃止)

2 香川県文化功労者年金支給規則(平成十五年香川県規則第十四号)は、廃止する。

香川県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十三号

香川県表彰規則の一部を改正する規則

香川県表彰規則(昭和三十年香川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして、「(表彰)」を付し、同条中「県下」を「香川県文化功労者表彰条例(昭和五十年香川県条例第一号)及び香川県名譽県民条例(昭和五十四年香川県条例第一号)に定めるもののほか、県内」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「かえりみず」を「顧みないで」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「すぐれ」を「優れ」に改め、同条第三号中「貢獻しその」を削り、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 納税の推進に功績が特に優れた者

第一条第五号中、「文化」を「又は文化」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第六号中、「創作」を「又は創作」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第七号中「改善」を「改善又は」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第八号中、「体育」を「又は体育」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第九号及び第十号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第十一号中「その」を「、その」に改める。

第二条に見出しとして、「(表彰の時期)」を付し、同条中「及び十一月三日」を削り、

同条ただし書中「必要」を「知事が必要」に、「つど」を「都度」に改める。  
第三条を次のように改める。

(表彰の方法等)

第三条 表彰は、知事が表彰状に記念品を添えて授与することにより行う。

2 知事は、第一条の規定により表彰を行うこととした者(以下「被表彰者」という。)の氏名又は名称及び事績を公示する。

第四条に見出しとして「(表彰の推薦)」を付し、同条第一項中「、県警察本部長」を「又は県警察本部長」に、「規則」を「規則の規定」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

(死亡した者の表彰)

第五条 被表彰者がその表彰前に死亡した場合における表彰については、香川県文化功勞者表彰規則(平成十七年香川県規則第二十二号)第四条の規定の例による。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定による表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十四号

香川県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

香川県林業改良指導員資格試験条例施行規則(昭和三十三年香川県規則第五十六号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十五号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第十五号)附則第一項ただし書に規定する第六条第一項第五号の改正規定の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十六号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則(平成十一年香川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第二十三条 第二十五条)」を「第四章 会議室の利用(第二

十三条 第二十九条)に改める。  
三十二条」

第四条第一項ただし書を削り、同条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前項の期間又はこの項の規定により延長された期間が満了する場合において、特に必要があると認めるときは、二年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から五年を超

えることができない。ただし、当該利用に係るインキュベーション工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものであるときは、この限りでない。

第五条中、「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第十条各号列記以外の部分及び第二号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同条第三号中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改める。

第十二条第一項中「製造業」を「工房利用者のうち、製造業」に、「のうち、特に経営基盤がせい弱な者で」を「又は公益法人でその経営基盤又は運営基盤が特にせい弱なものであつて、その」に、「より」を「より、利用を開始した日から起算して五年を経過した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)分までの」に改める。

第二十五条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 会議室の利用

(利用時間)

第二十三条 ネクスト香川の施設のうち大会議室及び小会議室(以下「会議室」と総称する。)を利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、会議室を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第二十四条 会議室を利用することができない日は、香川県の休日定める条例第一条第一項各号に掲げる日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、会議室を利用することができない日を変更し、又は会議室を利用することができない日を設けることができる。

(利用の許可)

第二十五条 会議室を利用しようとする者は、会議室利用許可申請書(第十号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第三条第三項及び第五項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用の許可の変更)

第二十六条 前条第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、会議室利用許可変更申請書(第十一号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第三条第三項及び第五項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用の許可の取消し等)

第二十七条 知事は、第二十五条第一項若しくは前条第一項の許可を受けた者(以下「会議室利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又は第三条第三項各号のいずれかに該当することとなつたときは、第二十五条第一項若しくは前条第一項の許可を取り消し、又は会議室の利用の停止を命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第二十五条第二項又は前条第二項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(使用料)

第二十八条 香川県使用料、手数料条例別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料香川県新規産業創出支援センターの項に規定する会議室の附属器具の使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の納付時期)

第二十九条 会議室利用者は、知事が別に定める日までに、使用料を納付しなければならない。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第二十八条関係)

区 分	単 位	金 額
大会議室		
液晶プロジェクター	一式につき半日当たり	八百四十円
	一式につき超過一時間当たり	二百十円
テレビ及びビデオテープレコーダー	一式につき半日当たり	四百二十円
	一式につき超過一時間当たり	百十円

備考

- 一 「半日」とは、午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間をいう。
  - 二 「超過一時間当たり」とは、午前九時前又は午後五時後の時間において利用する場合の単位をいう。
- 第九号様式の次に次の二様式を加える。

第10号様式(第25条関係)

## 会議室利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名  
(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号( )

会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 会 議 室		大会議室	小会議室
利 用 期 間		年 月 日 時 分から 時 分まで	
利 用 の 目 的			
利 用 予 定 人 数		人	
附 属 器 具 の 利 用 (大会議室を利用する場合)		有 ( マイク式 液晶プロジェクター テレビ及びビデオテープレコーダー ) 無	
連 絡 先	担 当 者 氏 名		
	担 当 部 署		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		

注 利用会議室及び附属器具の利用の欄には、該当する に✓印を記入してください。



## 第11号様式(第26条関係)

## 会議室利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名  
(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号( )

年 月 日付け 第 号で許可のあった会議室の利用を変更したいので、次のとおり申請します。

利 用 会 議 室	大会議室	小会議室
	利 用 期 間	年 月 日 時 分から
利 用 の 目 的		
利 用 予 定 人 数	人	
附 属 器 具 の 利 用 (大会議室を利用する場合)	有 ( マイク式 液晶プロジェクター テレビ及びビデオテープレコーダー ) 無	
連 絡 先	担当者氏名	
	担当部署	
	電話番号	
	F A X 番号	

注 利用会議室及び附属器具の利用の欄には、該当する に√印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第四条第二項の許可を受けている者は、改正後の第四条第四項の許可を受けた者とみなす。
- 3 改正後の第十二条第一項の規定は、公益法人である工房利用者の平成十七年四月分までの使用料については、適用しない。

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十七号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則(平成十二年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

「真円度測定機」	一時間当たり	六百二十円	を
「レーザー顕微鏡」	一時間当たり	千八百三十円	
「デジタルマイクロスコープ」	一時間当たり	五百円	に、
「真円度測定機」	一時間当たり	九百六十円	
「CNC三次元測定機」	一時間当たり	二千四百円	を
「CNC三次元測定機」	一時間当たり	二千四百円	
「CNC三次元測定機」	一時間当たり	八百円	に
「レーザー干渉計」	一時間当たり	三百二十円	
改め、「一万能材料試験機(二百キログラム)」	一時間当たり	三百二十円	
「」を削り、「千六百九十円」を「六百三十円」に、			
「硬さ計」	一時間当たり	百二十円	を
「硬さ計」	一時間当たり	二百二十円	

「膜厚計」	一時間当たり	二百二十円	に
「サーバイメーター」	一時間当たり	二百五十円	
改め、「一プラズマ溶射装置」	一時間当たり	千六百四十円	
「」及び「一CEメーター」	一時間当たり	二百四十円	
「」を削り、「」	二百十円		
「」を削り、「」	四百六十円	を	に、
「塗料用退色試験機」	一時間当たり	二百七十円	を
「塗料用退色試験機」	一時間当たり	二百七十円	
「塗料用退色試験機」	一時間当たり	二百七十円	
「携帯型色彩測定装置」	一時間当たり	四百円	に
改め、「一耐火度試験機」	一時間当たり	千三百四十円	
「」及び「一CS同時定量分析装置」	一時間当たり	千二百十円	
「」を削り、「」	八十円		を削り、「」
「」を削り、「」	千二百六十円	を	に改め、「」
「」を削り、「」	千二百六十円		ガス
「クロマトグラフ(ヘリウムガス使用)」	一時間当たり	六百五十円	
「クロマトグラフ用データ処理装置」	一時間当たり	百十円	及び「一口
「ジックアナライザー」	一時間当たり	六百十円	を削り、
「デザインコンピュータ」	一時間当たり	千六百二十円	を
「有限要素法解析装置」	一時間当たり	四百四十円	
「デザインコンピュータ」	一時間当たり	七十円	に
改め、「一衝撃試験機」	一時間当たり	百八十円	
「」を削り、「」	四百三十円		に、
「」を削り、「」	八百三十円	を	に、
「」を削り、「」	三百九十円		
「自記分光光度計(工業用)」	一時間当たり	二百五十円	を
「自記分光光度計(工業用)」	一時間当たり	二百五十円	
「自記分光光度計(工業用)」	一時間当たり	二百五十円	
「恒温恒湿槽(高温対応型)」	一日につき	二千六百二十円	に
「恒温恒湿槽」	一日につき	千六百九十円	

改め、

「冷風乾燥装置」 一時間当たり 千四百七十円、

「逆浸透膜ろ過装置」 一時間当たり 千二百四十円、

「加圧ろ過装置」 一時間当たり 千三百三十円、

「プレートヒーター」 一時間当たり 四百円、

「限外膜ろ過装置」 一時間当たり 二百二十円、

「自動蒸煮装置」 一時間当たり 百十円、

「倒立顕微鏡」 一時間当たり 五百八十円、

「バイオリアクター」 一時間当たり 四百八十円、

「温度勾配培養装置」 一時間当たり 四百四十円、

を削り、

「凍結乾燥機」 一時間当たり 百七十円、

「凍結乾燥機」 一時間当たり 百七十円、

「大量微生物分離装置」 一時間当たり 千九百四十円、

「FT赤外分光光度計」 一時間当たり 千四百円、

改め、同表第三号の表中「レオメーター」

「超遠心分離装置」 一時間当たり 一時間当たり

「三百四十円」及び「レトルト殺菌装置」 一時間当たり

「千四百円」を削り、

「凍結乾燥機」 一時間当たり 百七十円、

「凍結乾燥機」 一時間当たり 百七十円、

「分光蛍光光度計」 一時間当たり 二百円、

改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第二十八号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成十二年香川県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の四」に改める。

第二条に次の二項を加える。

3 この規則において「実用化研究」とは、産学官共同研究のうち基礎研究の成果を実用化に結び付けるための研究開発をいう。

4 この規則において「実用化研究企業」とは、実用化研究を行う法人で県内の事業所等

を研究開発活動の拠点とするものをいう。

第三条第一項中「とする」を「又は実用化研究企業とする」に改め、同条第二項中「基礎研究の成果を実用化に結び付けるための研究開発を行う共同研究グループ」を「共同研究グループのうち実用化研究を行うもの又は実用化研究企業」に改める。

第四条第一項中「代表者」の下に「又は実用化研究企業」を加え、同条第二項第二号中

「である」を「又は実用化研究企業である」に改める。

第五条第一項ただし書を削り、同条第三項を第五項とし、同条第二項中「前項ただし

書」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前項の期間又はこの項の規定により延長された期間が満了する場合において、

特に必要があると認めるときは、二年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から五年を超

えることができない。ただし、当該利用に係る産学官共同研究が知事が定める研究開発

の分野に属するものであるときは、この限りでない。

第六条第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第十条第一号中「の構成員」を「にあつては、その構成員」に改め、同条第三号を第

四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 実用化研究企業にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があつたとき。

第十二条各号列記以外の部分及び第三号中「第五条第二項」を「第五条第四項」に改め、同条第四号中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改める。

第二章中第十二条の次に次の三条を加える。

(使用料)

第十二条の二 研究室の利用を開始し、又は終了する場合において、その月の利用期間が十五日を超えないときは、その月の納付すべき使用料は、その月の使用料の額の二分の一に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(使用料の減額)

第十二条の三 研究室利用者のうち、実用化研究企業でその経営権が特に弱い弱なものであつて、その研究活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めることにより、利用を開始した日から起算して五年を経過した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)分までの使用料を減額する。

2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、研究室使用料減額申請書(第五号様式の二)を知事に提出しなければならない。

第十二条の四 研究室利用者は、毎月末までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。

「申請者 (共同研究グループの場合)」

グループ名

代表者 住所 氏名

「申請者 グループ名」

代表者 住所 氏名

「申請者 グループ名」

代表者 住所 氏名

(実用化研究企業の場合)

主たる事務所の所在地

名称

「所 属 機 関 職 位」

を

「所 属 機 関 ・ 役 職 又 は 担 当 部 課」

に定める。

「申請者 (共同研究グループの場合)」

グループ名

代表者 住所 氏名

「申請者 グループ名」

代表者 住所 氏名

「申請者 グループ名」

代表者 住所 氏名

(実用化研究企業の場合)

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

「研究室利用者 (共同研究グループの場合)」

グループ名

代表者 住所 氏名

「研究室利用者 グループ名」

代表者 住所 氏名

(実用化研究企業の場合)

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

「共同研究実施実績」

「研究実施実績」

に定める。

「共同研究実施実績」

に定める。

「研究実施実績」

に定める。

に

」

「申請者 (共同研究グループの場合)

グループ名

代表者 住所

氏名

(実用化研究企業の場合)

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

」

「申請者 グループ名

坂田知穂様

代表者 住所

氏名」

なお、「坂田知穂様」添付すること、および「添付してください」に記入。

「届出者 (共同研究グループの場合)

グループ名

代表者 住所

氏名

(実用化研究企業の場合)

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

」

「届出者 グループ名

坂田知穂様

代表者 住所

氏名」

「研究代表者住所  
又は担当部署  
研究代表者氏名  
又は担当者氏名

に記入。

研究代表者住所	
又は担当部署	
研究代表者氏名	
又は担当者氏名	

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式の2 (第12条の3関係)

研究室使用料減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の使用料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

使用料の減額の対象となる研究室	1. メカトロ研究室 2. バイオ研究室 3. 一般研究室 全部利用 ( 室 ) 4. 一般研究室 分割利用 ( 室 )		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の減額を受ける理由			
連 絡 先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	F A X 番号		
備 考			

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第五条第二項の許可を受けている者は、改正後の第五条第四項の許可を受けた者とみなす。

3 改正前の第三号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十九号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則(平成十四年香川県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十号

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則(昭和六十二年香川県規則第

六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の表中「一万五千五百円」を「一万三千五百円」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十一号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第百十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十五の項イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第二十三条第三

項」を「第三十三条第四項」に改め、同表三十一の項中「。以下この項において「法」という。」に基づく書類のうち、次に掲げるものを「(第二十八条の四第三項第六号、第

三十一條の二第二項第十四号二、第六十二條の三第四項第十四号二、第六十三條第三項第

六号及び第六十八條の六十九第三項第六号に規定する認定の申請に係る書類」に改め、同

項イ及びロを削り、同表三十二の項中「いう。」の下に「及び都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この項において「省令」という。)(「を加え、」)

都市計画区域内に係るものに限る。(「を削り、同項口中「第三十四条第九号」を「第三

十五條の二第三項」に改め、同項へを同項トとし、同項トの次に次のように加える。

チ 省令第六十条の規定による書面の交付を求めるための書類  
別表第二の三十二の項水中「第四十三條第一項、」を削り、同項水を同項へとし、同項

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二十五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十二号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成十五年香川県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中、「午前九時」を「午前十時」に改める。

第三十条第一項中、「十二月二十九日から翌年の一月三日までの日」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一月四日から四月二十八日まで、五月六日から七月十九日まで及び九月一日から十二月二十八日までの間の水曜日（その日が休日当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県農業改良普及センター規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十三号

香川県農業改良普及センター規則

(設置)

第一条 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十二条第一項の規定に基づ

く普及指導センターとして、農業改良普及センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
香川県東讃農業改良普及センター	さぬき市	高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡
香川県小豆農業改良普及センター	小豆郡池田町	小豆郡
香川県中讃農業改良普及センター	普通寺市	丸亀市 坂出市 普通寺市 綾歌郡 仲多度郡
香川県西讃農業改良普及センター	三豊郡豊中町	観音寺市 三豊郡

(事務)

第三条 センターは、次の事務を行う。

- 一 農業技術の改良に関すること。
- 二 農業経営の改善に関すること。
- 三 農村生活の改善に関すること。
- 四 農村青少年の育成に関すること。
- 五 農業者に対して前各号に掲げるものに係る情報を提供すること。
- 六 新規就農の促進に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、農業改良普及事業と密接に関連して行う農業の発展に關すること。

(職員)

第四条 センターに、次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 次長
- 三 主席普及員



- 四 副主幹
- 五 主任主査
- 六 係長
- 七 主査
- 八 その他の職員

(職務)

- 第五条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 次長は、所長を補佐する。
- 3 主席普及員は、上司の命を受けて担任する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
- 4 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
- 5 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの事務の処理について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
(香川県地域農業改良普及センター規則の廃止)
- 2 香川県地域農業改良普及センター規則(昭和三十三年香川県規則第四十一号)は、廃止する。

香川県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十四号

香川県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

香川県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和二十八年香川県規則第六十一号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 廃止前の香川県改良普及員資格試験条例施行規則第六条第一項の規定に基づき交付された合格証書を亡失し、又はき損した者に係る合格証書の再交付については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた香川県改良普及員資格試験条例及び香川県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例(平成十七年香川県条例第三十七号)による廃止前の香川県改良普及員資格試験条例に基づく改良普及員資格試験に関して不正行為があつた場合の当該不正行為に対する処分については、なお従前の例による。

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十五号

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則(昭和五十九年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條」に、「第二十三條 第二十八條」を「第二十二條 第二十七條」に、「第二十九條 第三十三條」を「第二十八條 第三十二條」に、「第三十四條」を「第三十三條」に改める。

第三條第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とし、第二十二條を第二十一條とする。

第三章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十八條までを一條ずつ繰り



第二号様式第一の一の②の(記載上の注意)を削り、同様式第一の一の③の表中

株主数	総株主等の議決権の数(A)
所有株式数	保有する議決権の数(B)
所有株式数の割合	割合(B/A)
所有株式数の割合	保有する議決権の割合
所有株式数の割合	保有する議決権の割合

様式第一の一の③の(記載上の注意)を次のように改める。

(記載上の注意)

- 1 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。
- 2 「議決権」には、商法(明治32年法律第48号)第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県公共用財産管理条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十七号

香川県公共用財産管理条例施行規則を廃止する規則

香川県公共用財産管理条例施行規則(平成十二年香川県規則第六十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察関係手数料条例第六条第二号の規定により免除する手数料を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県規則第三十八号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県警察関係手数料条例第六条第二号の規定により免除する手数料を定める規則  
香川県警察関係手数料条例(平成十二年香川県条例第四号)第六条第二号の規定により免除する手数料は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に掲げる道路(以下「道路」という。)において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者の当該行為についての申請に係る香川県警察関係手数料条例別表第七の三の項又は四の項に定める手数料とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校による教育目的のための行事
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所による保育目的のための行事
- 三 日本赤十字社による採血
- 四 ボランティア活動として行う道路の清掃
- 五 専ら交通安全、防犯、防火又は防災を目的とする広告又は宣伝
- 六 防犯、消防、水防、避難又は救護の訓練

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています